

消 防 危 第 44 号

平成 28 年 3 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長

(公 印 省 略)

呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針について

近年、中山間地域等の給油取扱所においては、顧客の来店が極端に少なく、かつ係員数の確保が難しい等の問題をかかえている状況にあり、地域特性に応じた効率的な給油取扱所の運用形態が模索されています。

このような状況の中で、通常は給油取扱所に常駐している危険物取扱者である係員が、例外的に給油取扱所に隣接する店舗等に所在し、顧客からの呼び出しに応じて速やかに給油取扱所へ移動して給油又は注油を行う運用形態が一つの方策として取り上げられたことを踏まえ、「地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に係る安全確保策のあり方に関する検討会（座長：小林恭一東京理科大学教授）」を開催し、必要な安全確保策について検討を行い、本日報告書を取りまとめ、公表したところです。本報告書を踏まえ、「呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針」を別紙のとおり取りまとめました。

つきましては、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知され、呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に係る指導に御活用いただくようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：金子係長、河本事務官

TEL03-5253-7524 / FAX03-5253-7534

呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針

平成 28 年 3 月 25 日

第 1 趣旨

本指針は、呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策等を示したものである。

なお、呼び出しに応じて給油等を行う場合とは、通常は給油取扱所に常駐している危険物取扱者である係員が、例外的に給油取扱所に隣接する店舗等に所在し、顧客からの呼び出しに応じて速やかに給油取扱所へ移動して給油又は注油する場合をいう。

第 2 呼び出しに応じて給油等を行う給油取扱所について

1 店舗等と給油取扱所の距離について

来店時や緊急時に係員が迅速に対応することができる距離であること。

目安としては、係員が所在する店舗等（給油取扱所外にあるものをいう。以下同じ。）から給油取扱所までの距離が 15～60 メートル程度であること。

2 危険物の販売量について

中山間地域等における給油取扱所の来客頻度を踏まえ、目安としては、一月あたりの危険物の販売量が 10～40 キロリットル程度であること。

第 3 呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策について

1 係員が給油取扱所に臨場していない時の安全確保策について

次の（１）及び（２）の措置を講ずること。ただし、給油取扱所付近で作業中である等、係員の臨場性が認められる場合はこの限りでない。

（１）以下のいずれかの方法により、係員以外の者による給油、注油、いたずら等を防止する措置を講ずること。

ア 給油ノズル及び注油ノズルのロック

イ 固定給油設備及び固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）の電源遮断

ウ POS システム等による固定給油設備等の使用の制限

（２）給油取扱所のポンプ室、油庫等の危険物を貯蔵又は取り扱う建築物について、施錠管理を行う等、係員以外の者を出入りさせないための措置を講ずること。

2 来客時の安全確保策について

給油取扱所への車両や人の進入（以下「来客等」という。）を係員が迅速に覚知し、給油取扱所の状況を確認することができるようにするとともに、顧客が係員を呼び出すことができるようにするため、以下のとおり機器を設置すること。

（１）設置機器について

店舗等内の執務室等係員が所在する場所（以下「所在場所」という。）からの給油取扱所

の直視の可否に応じて以下の機器を設置すること（表1参照）。

また、直視の可否については、所在場所で執務中の係員が、その場から給油取扱所の状況を直視で確認できるか否かを踏まえて判断すること。

ア 所在場所から給油取扱所を直視できない場合

インターホン等顧客が係員を呼び出すための機器（以下「インターホン等」という。）、センサー（センサーで来客等を検知した際に、執務中の係員に伝達するための機器を含む。以下同じ。）及び看板を設置すること。ただし、監視カメラ（監視カメラの映像を映すためのモニターを含む。以下同じ。）を設置したときは、インターホン等を設置しないことができる。

イ 所在場所から給油取扱所を直視できる場合（ウの場合を除く。）

インターホン等及び看板を設置すること。ただし、センサーを設置したときは、インターホン等を設置しないことができる。

ウ 所在場所から給油取扱所を直視できる場合において、給油空地又は注油空地に死角があり来客等の覚知に支障が生じるおそれがある場合

センサー及び看板を設置すること。

なお、センサー及び監視カメラの併用は、来客等を迅速に覚知するとともに給油取扱所内の状況を確認することができるため、安全を確保するうえで効果が高いと考えられる。

表1 直視の可否に応じた設置機器

設置機器 直視の可否	インターホン等	センサー	監視カメラ	看板
直視できない	○ (監視カメラを設置した場合は不要)	○	▲	○
直視できる	○ (センサーを設置した場合は不要)	▲ ○ (給油空地又は注油空地に死角があり来客等の覚知に支障が生じるおそれがある場合)	▲	○

○：設置が必要なもの ▲：設置が望ましいもの

(2) 機器の設置方法について

(1) の機器の設置方法は以下のとおりであること。

なお、設置例として別添図を参考にされたいこと。

ア インターホン等

給油取扱所に来店した顧客が、執務中の係員を呼び出すことができるように設置すること。

また、顧客が操作を行う機器は、見やすく操作がしやすい位置に設置すること。

イ センサー

来客等を検知し、執務中の係員に伝達することができるように設置すること。

ウ 監視カメラ

執務中の係員が、給油取扱所の状況を確認できるように設置すること。

エ 看板

- ・給油取扱所の顧客が見やすい位置に設置すること。
なお、顧客が見やすいよう複数の箇所に設置することが望ましいこと。
- ・看板には、原則として①～④の内容を簡潔に表示すること。
 - ① 係員を呼び出す方法
 - ② 所在場所
 - ③ 緊急時の対応
 - ④ 顧客が自ら給油又は注油をしてはならないこと
- ・看板の表示内容の具体例は次のとおりであること。
「インターホンを押して、そのままお待ちください。向かいの店舗から係員が参ります。
緊急時は119番通報してください。」
- ・看板の設置の他、床面への表示や電光掲示板の設置を併せて行うことが望ましいこと。
この場合、床面や電光掲示板の表示内容は原則①～④に準ずるが、①のみを表示する等表示方法に応じて簡潔に表示することが望ましいこと。

3 静電気防止対策について

呼び出しに応じて店舗等から給油取扱所へ移動してきた係員が、静電気を帯電していない状態で給油ノズル又は注油ノズルの操作を行う必要があるため、静電気帯電防止作業服及び静電気帯電防止用作業靴を着用して勤務を行うこと。

なお、これらの着用については、従前から労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第286条の2で規定されているものであり、改めて徹底を図るものであること。

4 予防規程について

- (1) 予防規程に「危険物施設の運転又は作業に関すること」として、火災危険性を低減するうえで重要である、係員が給油取扱所に臨場していない時の安全確保策及び係員が来客等を覚知した際の適切な対応について定め、市町村長等の認可を受けること。
- (2) (1) で定める内容の具体例は次のとおりであること。
 - ア 係員が給油取扱所にいないときは、給油ノズル及び注油ノズルをロックする等、顧客自らによる危険物の取扱いやいたずらを防止する措置を講ずること。
 - イ 給油取扱所への車両や人の進入又は異常を覚知した際は、直ちに給油取扱所の状況を確認するとともに適切な対応をとること。

5 設置機器の維持管理について

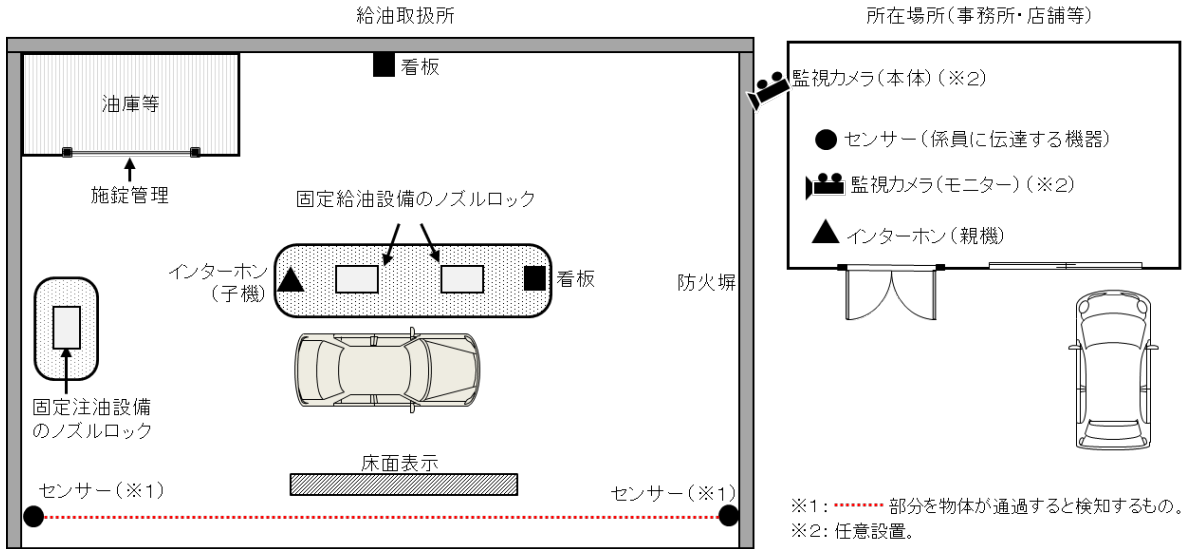
- (1) 2 (1) の設置機器については、定期的に外観及び作動状況を点検することが望ましいこと。
- (2) (1) の点検項目の具体例は次のとおりであること。
 - ア 看板の表示が消えていないか。
 - イ 設置機器の周囲に、機能の障害となるものは置かれていないか。
 - ウ 設置機器に破損等はないか。
 - エ 設置機器は正常に作動するか。

第4 留意事項

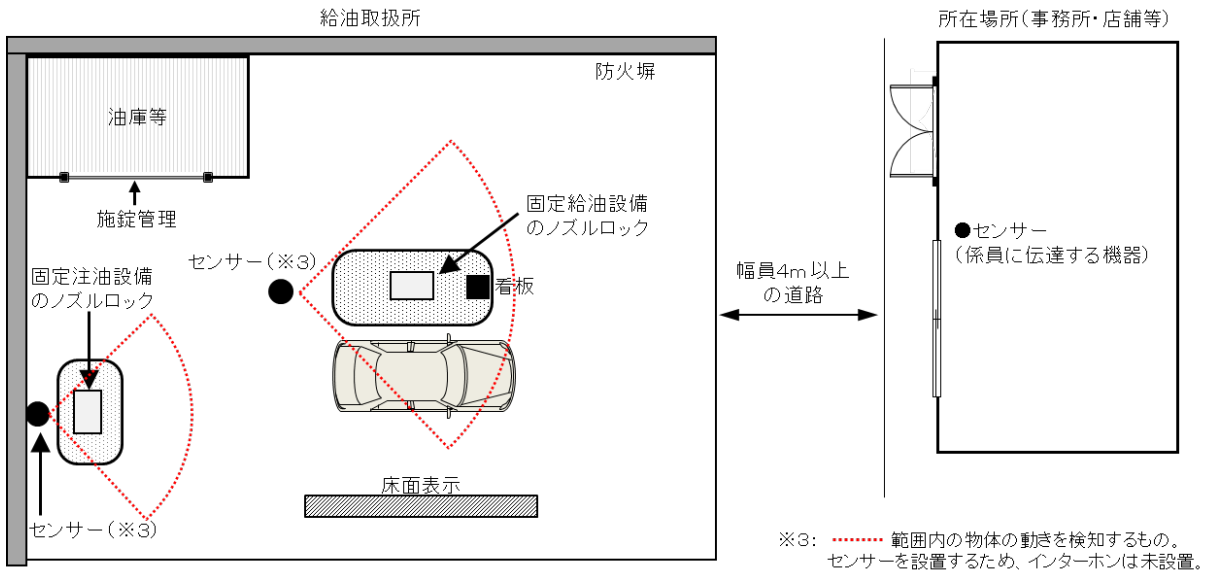
- (1) 呼び出しに応じて給油等を行うにあたっては、第2に掲げる距離や販売量を目安とするが、「係員が来客等を覚知した際に適切な対応がとれるかどうか」、「給油取扱所で火災等の災害が発生した場合に直ちに応急の措置を講ずることができるかどうか」等の実情を踏まえて、管轄の消防機関がその適否の判断を行うこと。
- (2) 第3 2 (1) の設置機器のうち、給油取扱所内に設置する機器の工事に係る取扱いについては、「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて（平成14年3月29日付け消防危第49号）」を参考にされたいこと。

また、これらの機器のうち、電気設備に該当するものは電気工作物に係る法令の規定により設置すること。
- (3) 既に呼び出しに応じて給油等を行っている給油取扱所については、当該施設の実態に応じて、本指針を参考にすることが望ましいこと。

別添図 機器の設置例



例1 所在場所から給油取扱所を直視できない場合



例2 所在場所から給油取扱所を直視できる場合